

労働者には最低賃金！ 家内労働者には最低工賃！！

守ろう家内労働法

確かめよう最低工賃

自宅などを作業場として、製造・加工業者や販売業者（問屋など）などから物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことを「家内労働」、家内労働を行う者を「家内労働者」といいます。

東京都内の事業場と、その事業場で働く労働者には東京都最低賃金が適用されます。同様に、委託者と、その委託者から委託を受ける家内労働者には家内労働法に基づき最低工賃が適用されます。委託者は、東京都内で特定の業務に従事する家内労働者に対し、次ページ以降の最低工賃一覧表に記載された金額以上の工賃を支払わなければなりません。

現在、東京都において最低工賃が定められているのは次の3つです。

東京都革靴製造業最低工賃

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

東京都電気機械器具製造業最低工賃



詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）、又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。



東京労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_110744/conttop_00002.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_110744/conttop_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_110744/conttop_00002.html)

最低工賃一覧表

1 東京都革靴製造業最低工賃

| |
|------------|
| 効力発生の日 |
| 平成29年4月26日 |

【適用対象者】

東京都内において、革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

靴1足につき下記金額

| 業務 | 品目 | | 規格 | | 工程 (下記の工程すべてを行う場合) | 金額 |
|----------------------------------|-------------|------------|-------------------------------|---|---|--------|
| | | | 革の種類 | 型及びデザイン | | |
| 製 甲 | 紳士靴 | | 牛革の銀付き又はガラス張り | 裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け | 699円 |
| | 婦 人 靴 | パンプス | 同上 | 裏付き、無飾り及びヒール付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け | 617円 |
| | | ショートブーツ | 同上 | 裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け | 1,104円 |
| | サンダル | 牛革の地生 | 裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き | 甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け | 531円 | |
| 底 付 け (セメント方式によるものに限る。) | 紳士靴 | | 牛革の銀付き又はガラス張り | 裏付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け | 594円 |
| | 婦 人 靴 | パンプス | 同上 | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け | 659円 |
| | | | | 裏付き、ヒール付き及びストム付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け | 761円 |
| | ショートブーツ | 同上 | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け | 954円 | |
| サンダル | 牛革の地生 | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け | 531円 | | |

2 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

| |
|-----------|
| 効力発生の日 |
| 平成21年4月1日 |

【適用対象者】

東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

| 品目 | ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス) | | |
|----------------|----------------------------------|-----------|------------------|
| 工程 | 規格 | | 金額 |
| 身返し端まつり(千鳥) | 針目が3センチメートル間隔に5針以上 | | 1か所につき 13円 |
| 身返し星入れ | 針目が3センチメートル間隔に3針以上 | | 10センチメートルにつき 15円 |
| すそまつり | 針目が3センチメートル間隔に4針以上 | | 20センチメートルにつき 16円 |
| スナップ付け | 1センチメートル型 | | 1組につき 17円 |
| かぎホック付け | ウエスト用、前かん | | 1組につき 22円 |
| | ウエスト用以外、小、2つ穴 | | 1組につき 19円 |
| ボタン付け | 18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき | 根巻き2~3回 | 1個につき 8円 |
| | | 根巻き4回以上 | 1個につき 10円 |
| | 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき | 根巻き2~3回 | 1個につき 9円 |
| | | 根巻き4回以上 | 1個につき 11円 |
| 2つ穴、カボタンつき | | 1個につき 14円 | |
| 鎖系ループ付け | 糸ループの長さ3センチメートル | | 1か所につき 8円 |
| | 糸ループの長さ5センチメートル | | 1か所につき 12円 |
| ベント止め又はプリーツしつけ | ×印しつけ止め | | 1か所につき 9円 |
| そで付け裏まつり | 針目が3センチメートル間隔に7針以上 | | 10センチメートルにつき 16円 |
| そで口裏まつり | | | 10センチメートルにつき 15円 |
| ファスナー裏まつり | | | 10センチメートルにつき 15円 |
| 襟付けまつり | | | 10センチメートルにつき 14円 |
| ウエスト裏まつり | | | 20センチメートルにつき 18円 |
| 肩パット付け | 内パット | | 1組(1着分)につき 42円 |
| | 外パット | | 1組(1着分)につき 40円 |
| カフス付け | カフスカバーまつり、かんぬき止め | | 1着分につき 48円 |
| 襟付け | 襟カバーまつり、かんぬき止め | | 1枚につき 24円 |
| バックル付け | ベルトの幅が5センチメートルのもの | | 1個につき 12円 |

3 東京都電気機械器具製造業最低工賃

| |
|------------|
| 効力発生の日 |
| 令和4年12月24日 |

【適用対象者】

東京都内において、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

| 品目 | 工程 | 規格 | 金額 |
|------------------------|---|---|-----------------|
| 電気部品(プリント基板に用いるものに限る。) | 整形のうち、足の曲げ | | 1個につき 1円30銭 |
| プリント基板 | 部品の差し | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 1円35銭 |
| | 部品の差し、折り曲げ及び切り | | 1個につき 2円60銭 |
| | 部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ | | 1個につき 6円25銭 |
| | ICの差し | 足の本数が28本以下のもの | 1個につき 2円65銭 |
| | | 足の本数が30本以上のもの | 1個につき 3円38銭 |
| | マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。) | テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの | 1カ所につき 94銭 |
| コネクタ | 差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。) | 1端子につき 83銭 | |
| シールド線 | 端末加工(表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。) | 1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1カ所につき 5円03銭 |
| | チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。) | 15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1本につき 2円86銭 |
| スライドスイッチ | 端子差し | 単独又は2以上連結した端子 | 1差しにつき 1円09銭 |